



## 社会保険未加入の建設業者 は営業が出来なくなる?!

～建設業許可更新時に社会保険加入100%化など～

国土交通省から「建設業における社会保険未加入問題への対策」  
が平成24年5月1日に発表されました。

主な内容は、平成29年までに社会保険加入率を建設業の許可を受けている会社については100%にする、というものです。社会保険に加入していない会社は現場に入れない、ということが現実化します。国の具体的な施策として、経営事項審査（経審）の評価の厳格化、建設業許可更新時の社会保険番号の記載等が挙げられています。

社会保険料に加入した場合のコストは会社にとって大きな負担となり、経営を圧迫することになります。また、社会保険は一度加入すると、原則廃業するまで止められないので、その負担は永久に続くことにもなります。

この施策は平成24年11月から施行され、順次強化されていきます。国の施策の具体的な内容、社会保険料の負担額、その負担をどのように軽減していくかなど、事前に勉強して準備や対策を取る必要があります。既に社会保険に加入している会社においても、その再下請会社や再々下請会社（いわゆる孫やひ孫）への加入状況の確認や指導なども盛り込まれていますので、建設業の方は必ず受講していただきたいです。

### 【講義内容】

- ①国土交通省発表内容の概要
- ②社会保険制度の説明
- ③社会保険料(会社・本人)負担について
- ④考えられる今後の対応策
- ⑤質疑応答

日時：平成24年9月18日(火)

18:00～19:30

場所：当事務所2階 セミナールーム

講師：社会保険労務士事務所 オフィスアールワン

代表 高澤 留美子先生・濱中 伸介先生

定員：15名

参加費：無料

お申込はFAXで！

047-347-9016

ご住所			
会社名		参加者名	
TEL		FAX	